

平成30年度 第3回新潟労働局公共調達監視委員会の審議概要について

第3回新潟労働局公共調達監視委員会が、平成31年1月31日に開催されましたので、審議概要についてお知らせします。

(参考)新潟労働局公共調達監視委員会は、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の趣旨を踏まえ、工事及び物品・役務等の競争入札案件並びに随意契約案件を第三者機関において審議することにより、新潟労働局が締結する契約が適正に行われるよう監視するため、平成19年12月25日に設置されたものです。

[審議日程等]

〈日 時〉	平成31年1月31日 10:00～	
〈会 場〉	新潟労働局 3階第2小会議室・審査室	
〈委 員〉	委員長 小林 大造	小林経理事務所(公認会計士)
	委員 村山 六郎	村山六郎法律事務所(弁護士)
	委員 佐々木桐子	新潟国際情報大学経営情報学部(大学准教授)
〈事務局〉	新潟労働局総務部総務課	
〈審査対象期間〉	平成30年8月1日～平成30年11月30日契約締結分	

[審議概要]

1 審 議

(1) 審議案件の概要について説明

平成30年8月1日から平成30年11月30日までの期間において締結した契約の内、予定価格が250万円を超える「公共工事」は3件あり、競争契約によるものが1件、随意契約によるものが2件あった。また、「物品・役務等」では4件あり、全て競争契約によるもので随意契約によるものはなかった。

本日の監視委員会では、この7件全部について審議をお願いしたい。

(2) 主な審議内容等

① 「集中的な就職面接会開催事業委託」と「再就職支援セミナー事業委託」について

(委 員) どちらも応札が1者であったが、入札説明会の参加は複数者あったか。

(事務局) 原課である職業安定課が入札説明会を行い、説明会も1者のみの参加であったと聞いている。

② 「旧長岡公共職業安定所跡地地中障害物調査」と「新発田地方合同庁舎正面歩道ブロック補修工事」について

(委 員) 随意契約に至った経過が異なるが、理由について。

(事務局) 前者は、当初の入札及び再度公告に応札がなく不調となったため、予定価格積算時に参考見積りを取った業者を当たり、随意契約とした。

一方、後者は、1者から入札があったが、1回目の入札額が予定価格に達せず不調となり、2回目の入札参加意思を確認したところ辞退した。再度公告を検討したが、降雪期になるため、工期の延長や除雪作業により価格が高騰する恐れがあったことから再公告せず、当初入札に参加した当該業者と交渉し、予定価格範囲内の随意契約に至った。

2 審議結果

今回の審議案件については問題なしと考える。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間：平成30年8月1日～平成30年11月30日契約締結分

部局名：#REF!

	公共工事の名称、 場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	一般競争入札・ 指名競争等の別 (総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	備 考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)	公共調達 監視委員会 審議結果状況 (所見)
1	三条公共職業安定所電話設備更新 工事	支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 藤本 龍太郎 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	平成30年10月3日	株式会社東西電機商会 新潟県長岡市新産2丁目11番 地1	一般競争入札	2,547,720	1,836,000	72.1%		所見なし	所見なし
2	以下余白										
3											
4											
5											
6											

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果 (公共工事)

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間：平成30年8月1日～平成30年11月30日契約締結分

部局名：#REF!

	公共工事の名称、 場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	備 考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)	公共調達 監視委員会 審議結果状況 (所見)
1	旧長岡公共職業安定所跡地中 障害物調査	支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 藤本 龍太郎 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	平成30年10月2日	株式会社中川商店 新潟県長岡市美沢4丁目65番 地12	一般競争入札を実施したものの不 調であったため、予決令第99条の2 に基づき不落随契としたもの。	5,906,520	5,832,000	98.7%	0		所見なし	所見なし
2	新発田地方合同庁舎正面歩道ブ ロック補修工事	支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 藤本 龍太郎 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	平成30年10月23日	新発田建設株式会社 新潟県新発田市富塚1942番地	一般競争入札を実施したものの不 調であったため、予決令第99条の2 に基づき不落随契としたもの。	5,927,040	5,886,000	99.3%	0		所見なし	所見なし
3	以下余白											
4												
5												
6												

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものについては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものについては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものについては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものについては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものについては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果 (物品・役務等)

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間：平成30年8月1日～平成30年11月30日契約締結分

部局名：#REF!

	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	一般競争入札・ 指名競争等の別 (総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	備考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)	公共調達 監視委員会 審議結果状況 (所見)
1	平成30年度後半における集中的な 就職面接会開催事業委託	支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 藤本 龍太郎 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	平成30年8月1日	株式会社エム・エスオフィス 新潟県長岡市台町1丁目9番27 号	一般競争入札	2,809,546	2,667,600	94.9%	1者	所見なし	所見なし
2	雇用保険関係印刷物(3種類)製造	支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 藤本 龍太郎 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	平成30年8月31日	新日本法規出版株式会社 愛知県名古屋市中区栄1丁目 23番20号	一般競争入札	4,837,878	2,157,727	44.6%		所見なし	所見なし
3	平成30年度下半期各公共職業安定 所で使用する車輛(レンタカー)賃貸 借	支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 藤本 龍太郎 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	平成30年9月12日	ニッポンレンタカー新潟株式会 社 新潟県新潟市東区竹尾764番 地5	一般競争入札	7,374,991	6,415,200	87.0%	500万円以上	所見なし	所見なし
4	平成30年度下半期再就職支援セミ ナー事業委託	支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 藤本 龍太郎 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	平成30年9月18日	MSアカデミー株式会社 新潟県長岡市坂之上町2丁目5 番地1	一般競争入札	10,924,525	10,692,000	97.9%	1者	所見なし	所見なし
5	以下余白										
6											

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果 (物品・役務等)

[随意契約によるもの]

審査対象期間：平成30年8月1日 ～ 平成30年11月30日契約締結分

部局名： #REF!

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	備 考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)	公共調達 監視委員会 審議結果状況 (所見)
1 該当なし											
2											
3											
4											
5											
6											

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものについては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものについては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものについては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものについては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものについては、「再委託」。